茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針

令和2年4月 農 林 水 産 省

目 次

第1	茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項	1
	1 茶業及びお茶の文化の振興の意義	··· 1
	2 お茶をめぐる課題	2
	3 今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向	3
第2	お茶の需要の長期見通しに即した生産量に関する事項	4
	1 お茶の国内需要の長期見通し	4
	2 お茶の生産数量目標	4
第3	茶業の振興のための施策に関する事項	5
	1 消費者ニーズに対応した品質・付加価値の向上の促進、加工及び流 通の高度化	··· 5
	(1)多様化する消費者ニーズへの対応	5
	(2)付加価値の向上のための取組の促進	5
	(3)生産者と流通・実需者が連携した取組の促進	6
	(4)品質の向上のための取組の促進	6
	(5) 加工施設の整備の促進	6
	2 輸出の促進	7
	(1)海外市場の開拓の推進	7
	(2)輸出の大幅な拡大に向けた生産・流通体制の構築	7
	(3) 輸出先国・地域が求める輸入条件への対応	8
	3 生産者の経営の安定	9
	(1)産地の特色に応じたお茶の生産の促進	9
	(2)茶樹の改植・新植の促進	9
	(3)スマート農業技術の研究開発及び実証・導入の推進	9
	(4) 茶園の基盤の整備	··· 10
	(5)中山間地域等の特色を活かした取組の促進	··· 10
	(6) 茶園の継承・集積や離農茶園への対応	··· 10
	(7) 自然災害等のリスクへの備えの促進	···11
	4 消費の拡大	···11
	(1)多様な消費者層に向けたお茶の魅力発信	···11
	(2) 国内外の消費の拡大につなげるための、健康機能性や新用途へ の利用に関する研究開発の推進及びその成果の普及	··· 11
	(3)お茶を活用した食育の推進	12
	5 お茶に関する情報の一元化及び活用	12
第4	お茶の文化の振興のための施策に関する事項	13
	1 お茶の文化に関する理解の増進	13
	2 お茶に関する文化財の保存・活用	13

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針

第1 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

1 茶業及びお茶の文化の振興の意義

今から1200年以上前に中国から伝えられたお茶は、長い歳月を経て、我が国に茶道という日本文化の粋ともいうべき文化を創造した。また、江戸時代には、現在とほぼ変わらない喫茶の習慣が庶民にも根付き、「日常茶飯事」といった言葉が生まれるなど、日常生活に定着し、日本人の生活と文化にとって不可欠な存在となっている。加えて、日本茶独特の深い味わいは、素材を活かした淡泊な味わいの料理を引き立たせるという点から、和食との相性が良く、我が国の米や魚を中心とした和食文化とも密接なつながりを持っている。

このように、我が国において、お茶は、伝統と文化を育みながら国民の生活に深く浸透し、豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担っている。特に、日本の緑茶は、世界に類例のない独自のものであり、製法から喫茶法に至るまでの全てが我が国の重要な文化である。

かつてお茶は我が国の輸出産業の花形の一つであり、国内消費よりも輸出が大きな目的に据えられ、明治時代には国内生産量の8割以上が輸出されていたこともあった。後に玉緑茶と呼ばれるぐり茶は、輸出先の嗜好に合わせた茶種として生まれたものである。

静岡県、鹿児島県、三重県、宮崎県、熊本県などでは大規模なお茶の産地が、京都府や福岡県などでは特色あるお茶の産地がそれぞれ形成されており、地域の農業において重要な役割を担っているお茶農家も多い。加えて、日本の北から南まで広い範囲で栽培されており、特に、条件不利地域である中山間地域において、重要な基幹作物となっている。

お茶が消費者の手元に届くまでには、茶園で摘採した「生葉」

を蒸し、又は炒った後、揉みながら成形・乾燥させた「荒茶」への加工工程、荒茶あるいは各産地の荒茶をブレンド・加工する仕上げ工程を経て、「仕上茶」として販売されており、こうした加工・流通・販売に携わる者まで含めると、茶業は、地域経済・雇用確保の観点から重要な産業となっている。

2 お茶をめぐる課題

近年、食生活を始めとする生活様式の変化や多様化、家族間の生活時間帯の相違などにより、急須を用いてお茶を飲用する機会が若年層や中年層を中心に減少している。一方、ペットボトルの緑茶飲料は、その利便性やすっきりとした味わいが幅広い世代の消費者の支持を得て、消費は拡大傾向にある。また、若年層においては、特徴的なものへのこだわりなどを背景に消費が多様化してきている。しかしながら、画一的なお茶の生産を行ってきた産地においては、こうした消費動向の変化への対応に遅れ、その結果としてお茶の消費が伸び悩み、価格が低下している状況となっている。

一方、世界に目を転じると、我が国のお茶の輸出については、海外での抹茶等の需要拡大により、近年増加傾向で推移している。国際連合食糧農業機関(FAO)においても、世界の緑茶貿易量は2017年(平成29年)から2027年(令和9年)にかけて1.6倍に増加すると予測されており、このような海外需要を取り込んでいくことが重要である。他方で、既に海外に茶を輸出している事業者の中には、自社のブランドや産地名を冠した商品が輸出先国で第三者に模倣・商標登録されるなど、我が国のお茶のブランド価値がおとしめられている事態も生じている。

お茶の生産面では、高齢化や繁忙期の労働力不足等により、今後、お茶の生産の維持が困難となる恐れがあり、新たな投資を伴う改植・新植といった数年後の収益を期待する取組は進んでいない。また、急傾斜地を中心に離農者が発生している産地がある一方、平坦な農地で農業機械を導入し、効率的な生産を行い、意欲的に規模拡大を図る産地があるなど、二極化が進展している。

また、近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響に対する懸念について、その状況を的確に把握し、しっかりと対応しなければならない。

3 今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向

お茶は長い歴史の中で愛されてきており、今後の茶業及びお茶の文化の振興を図っていくに当たっては、我が国の食文化を構成する伝統的な日本茶の飲み方を大切にすることが重要である。一方、従来の取組の単なる延長ではなく、新たな発想のもと、海外を含め多様化した消費者ニーズを的確に捉えつつ、小規模な産地であってもその歴史や質の高さを活かしたお茶の生産・販売を行うなど各産地の特徴や実情を踏まえたお茶の生産、加工、流通の体制を構築する必要がある。

このため、以下の取組を促進し、産地の収益力・販売力の強化、 持続可能性の向上を目指していくことが重要である。

- (1) 生産者と流通・実需者等が連携し、国内外のターゲットを明確にした上で、プロダクトアウトからマーケットインへ発想を転換したマーケティングによる、潜在的ニーズの顕在化や高付加価値化を通じた新たな需要の創出の取組
- (2) 増加する海外需要を取り込み、輸出の更なる拡大を図るための生産・流通体制の整備や、輸出先国の生活文脈に即して、お茶にしか実現できない訴求点の継続的かつ戦略的なプロモーションの取組
- (3) 国内外の需要に応じた生産の方向性として、
 - ○産地の個性や地域性などを活かした高品質な茶製品、環境に配慮した有機茶など、本物志向、健康志向、環境志向といった多様化した消費者ニーズに対応したお茶の生産
 - ○緑茶飲料向けや輸出向けなど、大ロットの供給に対応し たお茶の生産

を促進するため、産地の特色に応じた戦略的な改植・新植、お茶の栽培・加工方法の転換、茶園でのコト消費等の販売

の工夫、スマート農業技術の導入などを通じた生産性向上、高品質化の取組

これらの取組を促進するに当たっては、産地や個々の生産者等が、生産から消費まで流通を含めて一体的な形で進めるとともに、お茶に関する研究開発の成果や、お茶の価格・需給動向などの情報を一元化し、これを一体的に関係者が活用していくことが重要である。

第2 お茶の需要の長期見通しに即した生産量に関する事項

1 お茶の国内需要の長期見通し

我が国のお茶の需要の長期見通しを推計すると、トレンドでは一人当たりの消費量は1割弱程度減少すると見込まれるが、今後、消費者ニーズに対応した生産、加工、流通の体制を構築するための施策を講じ、その効果が発揮されることを前提とすれば、令和12年の一人当たりの消費量は近年とほぼ同水準になると見込まれる。これに人口の減少を見込むと、令和12年の国内需要量は、7.9万トンになると見込まれる。

2 お茶の生産数量目標

お茶の生産数量目標は、

- ①令和12年の輸出量は、近年の輸出の状況やFAOの見通しを踏まえ、今後の輸出に関する施策を講ずることを前提に2.5万トン
- ②令和12年の輸入量は、近年の動向等を踏まえ0.5万トンとなると見込まれ、これに需要の長期見通しを考慮し、令和12年の生産数量目標を9.9万トンとする。

第3 茶業の振興のための施策に関する事項

1 消費者ニーズに対応した品質・付加価値の向上の促進、加工及び流通の高度化

(1) 多様化する消費者ニーズへの対応

お茶は我が国の食文化において重要な飲料である一方、嗜好品でもあることから、消費者に選択してもらえるよう、消費者が求める価値を提供できるお茶の生産、加工、流通、販売の取組を行うことが極めて重要である。

このため、若者を含めた現在の消費者ニーズの的確な把握とこれに基づくターゲットを明確にしたマーケティング等の取組を促進する。

(2) 付加価値の向上のための取組の促進

お茶の付加価値を向上させ、所得の増加による経営の安定化を図るため、簡便化志向や本物志向など多様化した消費者ニーズに対応したティーバッグ等の簡便な商品の開発や、玉露、てん茶、釜炒り茶、農業遺産の認定を受けた地域で栽培されるお茶のほか、輸入品の代替や輸出を目指し、紅茶、ウーロン茶といった発酵茶等、従来の煎茶とは異なる茶種への転換等の取組を促進する。また、お茶のブランド構築には、プロモーション(Promotion)だけでなく、製品(Product)・価格(Price)・販売網(Place)も含めた統合的な取組が必要であり、このため、マーケットイン発想のパッケージデザイン等包装の工夫や戦略的な価格設定、高付加価値製品に見合った店舗の開拓等の取組を促進する。

また、地域の名称を含んだブランド名等の保護・活用を図るため、地域団体商標や地理的表示(GI)等の知的財産の活用を推進する。

(3) 生産者と流通・実需者が連携した取組の促進

多様化した消費者ニーズに対応するため、外部の専門家も活用して新たな発想も取り込みつつ、流通事業者や実需者等とお茶の生産者が連携し、生産から消費まで流通を含めて一体的な形で付加価値向上につながる生産・販売や、潜在的なニーズの顕在化を通じた新たな需要の創出の取組を促進する。

また、お茶農家や荒茶加工場を単位とした生産組織が、生産 した生葉を活用して荒茶加工を行い、仕上茶まで加工し販売する経 営は、生産だけでなく、加工・販売の各段階で発生する付加価値 を取り込み、さらには、自販によりお茶製品の消費者ニーズを 的確に把握することも期待できる。このため、お茶農家等の所得 の増大を図る観点からも、小売りを含めて経営を多角化・高度化 する取組を促進する。

(4) 品質の向上のための取組の促進

お茶の品質の向上を図り、新たな価値を創出するため、玉露やてん茶等の産地の強みや地域性を活かした高品質なお茶製品、環境に配慮した有機茶など、本物志向、健康志向、環境志向といった現在の消費者ニーズに対応した栽培方法の導入や、加工・流通方法の改善等を図る取組を促進する。また、現在の消費者の嗜好に合った味や香り、加工適性等に優れた新たな品種の育成・普及や栽培・加工技術等の研究開発を推進する。

なお、お茶の生産に当たっては、農業生産工程管理(GAP)の推進等により、施肥が環境に与える影響に十分配慮するとともに、地域の畜産農家との連携の下で堆肥の活用による土づくりを進めるなど、持続的な取組となるよう留意することが必要である。

(5)加工施設の整備の促進

国内外の消費者や実需者のニーズに対応したお茶の加工の効率化を図るため、産地ごとの戦略に基づいて、加工施設の整備を促進する。

なお、加工施設の整備に当たっては、短期間に荷受けが集中 し、過大な規模の施設整備による全体のコストが増加しないよ う、収穫時期を分散させ、加工施設の稼働効率を上げることにも留 意する必要がある。

2 輸出の促進

(1) 海外市場の開拓の推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響等により輸入規制が行われている輸出先国・地域に対して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)に基づき令和2年4月に設置された農林水産物・食品輸出本部の下、政府一体となって戦略的に対応し、科学的知見に基づいた早期の輸入規制の緩和・撤廃を目指す。

また、日本貿易振興機構(JETRO)や日本食品海外プロモーションセンター(JF00DO)とも連携し、現地卸・小売への営業強化や現地消費者へのお茶の機能性や価値などを訴求したプロモーションなどを通じた海外販路の拡大・創出の取組を促進する。

さらに、海外での我が国のお茶のブランドを保護するため、我が国で地域団体商標や地理的表示(GI)として登録された名称について、海外での冒認商標出願等の状況を監視するとともに、地理的表示(GI)の活用を図る。

(2) 輸出の大幅な拡大に向けた生産・流通体制の構築

国内需要の減少が見込まれる中、産地の活力を維持していくためには、今後増加が見込まれる海外需要を確実に日本に取り込むことが重要である。このため、

- ①輸出先国・地域ごとの課題や嗜好等の把握
- ②輸出先国・地域が求めるロットや品質などに的確に対応できる生産・流通の体制整備
- ③海外需要の旺盛な抹茶原料としてのてん茶生産のための被覆 栽培への転換、有機茶生産のための栽培転換

- ④輸出先国・地域の求める残留農薬基準にも対応する輸出向け 茶園の設置
- ⑤抹茶等の加工施設の整備

等の取組を促進するとともに、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)の取組とも連携しつつ、輸出目標の達成に必要かつ十分な取組が行われるよう、産地や個々の生産者等への強力な支援体制を構築する。

(3) 輸出先国・地域が求める輸入条件への対応

輸出に取り組もうとする事業者が円滑に輸出先国・地域が求める規制に対応できるよう、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき輸出事業計画の認定を受けた事業者に対して、日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援を行う。

お茶の輸出に当たり、輸出先国・地域における残留農薬基準に 適合した円滑な輸出を実現するため、

- ①輸出先国・地域における残留農薬基準に対応した病害虫の 防除方法の開発・実証試験等の実施
- ②お茶を輸出する際の留意事項や輸出先国・地域における残留農薬基準等の情報について生産者、輸出事業者等の関係者間での共有化

等を促進する。

また、ポジティブリスト制度下で日本よりも厳しい残留農薬 基準となっている輸出先国・地域において、合理的な残留農薬 基準が設定されるよう、引き続き、関係者が連携し、インポー トトレランス申請等の取組を進める。

さらに、放射性物質の検査や各種証明書の発給を求めている 国・地域への輸出が円滑に進むよう、これらの検査や発給が迅速 に行われる体制を整備する。

3 生産者の経営の安定

(1) 産地の特色に応じたお茶の生産の促進

国内外の消費者ニーズや需要に応じた生産を行うため、各産 地の特色や強みを活かした生産を促進する。

- ①産地の個性や特色、地域性などを活かしたお茶の生産が可能な地域では、玉緑茶や発酵茶など特色があり付加価値の高いリーフ茶、海外需要の高いてん茶や有機茶、手摘み茶など超高級なリーフ茶の生産や茶摘み体験を組み合わせるなど、高級志向、本物志向、健康志向、環境志向といった多様化した消費者ニーズにきめ細かく対応したお茶の生産を促進する。
- ②大ロットでのお茶の安定供給が可能な地域では、生産性向上 や省力化を図りつつ、契約栽培も活用したドリンク向けの生 産、スイーツ等加工食品の原料向けの生産などを促進する。 (例えば、①の取組は中山間地域、②の取組は平坦な地域を中心 に行われることが想定される。)

(2) 茶樹の改植・新植の促進

今後の輸出拡大や国内の新たな需要の創出にも対応可能なお 茶の供給を行うとともに、茶樹の老齢化による品質・収量低下や、 栽培品種の偏重による製品の画一化等を改善するため、被覆栽 培における収量が高く色合いと旨味に優れる抹茶適正の高い品 種「せいめい」や、病害抵抗性が高く「やぶきた」に比べて収量 が高い有機栽培に適した品種「はるのなごり」など、産地におけ る戦略的な茶樹の改植・新植を促進する。

(3) スマート農業技術の研究開発及び実証・導入の推進

高齢化や労働力不足への対応や、お茶の高品質化を図るため、 地域の栽培条件に応じたスマート農業技術の研究開発及び実 証・導入を推進する。

- ○茶園が点在している地域では、センシング技術等を活用した 高品質なお茶の生産を促進
- ○茶園の集約・拡大が可能な地域では、ロボット茶摘採機やフ

ィールドサーバー等を活用した大ロットでの安定供給を可能 とする生産を促進

○傾斜度の大きい茶園においては、ドローンによるセンシング や防除、除草ロボットを活用した省力的な生産を促進

(4) 茶園の基盤の整備

茶園の生産性向上を図るため、小区画で分散した茶園、作業道が整備されていない茶園等、地形的に条件が不利な茶園を機械化に対応したものとなるよう、スマート農業技術の導入も見据え、その整備を促進する。

(5) 中山間地域等の特色を活かした取組の促進

産地の強みや地域性を活かした高品質なお茶製品、環境に配慮した有機茶など、本物志向、健康志向、環境志向といった現在の消費者ニーズに対応した栽培方法の導入や、加工・流通方法の改善等を図る取組を促進する。(再掲)

また、茶園の風景や茶摘み体験は、消費者でもある都市住民やインバウンドにも好意的に受け止められるものであることから、お茶の産地において、観光業とも連携し、農泊やお茶ツーリズム、農業遺産認定地域、茶園でのコト消費等の取組を促進する。

(6) 茶園の継承・集積や離農茶園への対応

中山間地域を中心に高齢化等によりお茶の生産者の離農の増加が予想され、農村コミュニティの維持の観点からも、今後、その保有する優良な茶園が荒廃地とならないよう、人・農地プランの実質化や農地中間管理機構(農地バンク)の活用などを通じ、新規就農者を含む意欲ある多様な経営体に茶園を継承・集積する取組を促進する。

なお、産地においてお茶の生産を継続することが難しいと判断した茶園については、これが荒廃地とならないよう、他品目への転換を促進する。

(7) 自然災害等のリスクへの備えの促進

お茶の生産においては、凍霜害、干害、降灰等の自然災害のほか、販売価格の下落、燃油価格の上昇等のリスクが存在する。こうしたリスクに備えるため、以下の取組を促進する。

- ①防霜施設の整備・更新、夏季の干害の防止を図るためのかん水 施設の整備
- ②火山活動に伴う降灰の影響を恒常的に受けている産地においては、その影響を軽減するための対策の促進
- ③単一品種に偏重している産地においては、自然災害に対して 脆弱であることから、早晩性が異なる複数の品種を組み合わ せる等の危険分散の取組の促進
- ④自然災害や価格低下などによる収入減少に備えるため、収入保険 や農業共済への加入を促進
- ⑤燃油価格の影響を受けにくい省エネ型生産体系への転換促進

4 消費の拡大

(1) 多様な消費者層に向けたお茶の魅力発信

お茶の消費が低下している若年層や近年増加傾向にあるインバウンドなどの多様な消費者層に向けてお茶の魅力を発信するため、異業種とも連携しながら、茶葉を冷水に浸して淹れる水出し茶、料理に合わせてお茶を提供するティーペアリング、和菓子や洋菓子等とのコラボレーション、お茶が有する健康への効果に着目した飲用、お茶を使った料理を含め国産茶葉の外食等での利用など、魅力的なお茶の楽しみ方を、関係者が一体となって提案・情報発信する取組を促進する。この際、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の各種事業・イベントの機会も積極的に活用していく。

(2) 国内外の消費の拡大につなげるための、健康機能性や新用途への利用に関する研究開発の推進及びその成果の普及

緑茶に含まれる様々な成分がもたらす機能に着目し、新たな 用途への利用の拡大を図るため、

- ①緑茶に含まれる成分と様々な機能の因果関係や発現メカニ ズムの解明
- ②成分を活用したヘルスケア産業を始めとする新たな用途へ の利用や商品開発
- ③新商品や新用途への利用に関する研究開発等の情報収集及 び産地、関係機関等への発信

を産学官が一体となって推進するとともに、国内外の消費者等に対し、緑茶を飲むことの効用を広く情報発信する。

(3) お茶を活用した食育の推進

児童が茶摘み体験を行い、お茶のおいしい淹れ方や楽しみ方を学ぶことは、我が国の食文化の理解の助けとなり、また、将来的に社会全体が、お茶の文化を連綿と継承していくことにつながるものである。

このため、児童を対象とする参加型イベントによるお茶をたしなむ体験や学校給食の活用等を通じたお茶の普及活動を促進する。

また、お茶が「日本型食生活」に深く根ざしてきたことを踏まえ、お茶の普及活動を行っている団体等の多様な主体と連携・協力し、消費者や異業種に対する効果的な食育活動を促進する。

5 お茶に関する情報の一元化及び活用

お茶の優良品種、健康機能性、スマート農業技術などの研究情報や、お茶の価格・需給動向、国内外の消費動向などに関する情報を収集・整理し、一元化を図るとともに、これらの情報を関係者が共有し、茶業振興に活用していくことを促進する。

第4 お茶の文化の振興のための施策に関する事項

1 お茶の文化に関する理解の増進

茶道などのお茶の文化に関する理解を増進するとともに、新たなライフスタイルを踏まえた新しいお茶の文化を創造していくことは、国民の豊かで健康的な生活の実現に資するものである。このため、国内におけるお茶の文化の振興に関する取組を支援する観点から、

- ①小中学校等にお茶の専門家を派遣することによる、児童生徒 がお茶やお茶の文化に触れる機会の提供
- ②お茶の文化を含む各種の文化芸術活動を全国規模で発表し、 交流する場を提供するとともに、これらの文化的な行事に対 する後援
- ③お茶の文化に関わる者を含む芸術家、文化人、研究者等、文 化に携わる人々を指名し、海外における日本文化紹介活動を 展開する取組

等を推進する。

2 お茶に関する文化財の保存・活用

茶道具、茶室、茶園などの景観、お茶に関する風俗習慣の中には、文化財として歴史的、学術的価値の高いものも存在しており、こうした貴重な国民的財産を次世代へ確実に継承するため、文化財保護法に基づき保護を図る。